

# 歯科診療報酬点数表

令和2年4月版

## 追補 202103

● 以下の告示・通知により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- 令和2年11月30日 厚生労働省告示第370号（令和2年12月1日適用）
- 令和2年11月30日 厚生労働省告示第371号（令和2年12月1日適用）
- 令和2年11月30日 保医発1130第3号（令和2年12月1日適用）
- 令和3年2月26日 厚生労働省告示第57号（令和3年3月1日・4月1日適用）
- 令和3年2月26日 保医発0226第4号（令和3年4月1日適用）
- 令和3年3月5日 厚生労働省告示第63号（令和3年3月6日・4月1日適用）

● 本追補中、下線を付している部分は「追補202009」又は「追補202101」によって訂正された部分であることを示しています。

頁	欄	行	訂正前	訂正後
167	右		〔J200-5画像等手術支援加算の右欄として以下のように追加〕 ※ J040下顎骨部分切除術，J041下顎骨離断術，J042下顎骨悪性腫瘍手術又はJ075下顎骨形成術に当たって、手術前に得た画像等により作成された患者適合型単回使用骨手術用器械を使用した場合は、本区分の「2」実物大臓器立体モデルによるものの所定点数を準用して、一連の手術について1回に限り算定する。なお、この場合にあっては、本区分の「注2」に定める規定は適用しない。	
186	左	上から22～24行目	(1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 65点 ロ 小白歯・前歯 41点	(1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 69点 ロ 小白歯・前歯 43点
192	左	上から20～37行目	1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 764点 (2) 4分の3冠 954点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 294点 b 複雑なもの 545点 ロ 5分の4冠 685点 ハ 全部金属冠 862点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 200点 b 複雑なもの 399点 ロ 4分の3冠 492点 ハ 5分の4冠 492点 ニ 全部金属冠 617点	1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 834点 (2) 4分の3冠 1,042点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 321点 b 複雑なもの 593点 ロ 5分の4冠 746点 ハ 全部金属冠 939点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 218点 b 複雑なもの 434点 ロ 4分の3冠 536点 ハ 5分の4冠 536点 ニ 全部金属冠 672点
193	左	下から13～12行目	1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 769点	1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 837点

頁	欄	行	訂正前	訂正後
196	左	下から14行目 ～2行目	1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) イ 大白歯 <u>993点</u> ロ 小白歯 <u>748点</u> (2) (略) 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合 イ 前歯 <u>597点</u> ロ 小白歯 <u>748点</u> ハ 大白歯 <u>993点</u>	1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) イ 大白歯 1,081点 ロ 小白歯 814点 (2) (略) 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合 イ 前歯 650点 ロ 小白歯 814点 ハ 大白歯 1,081点
200	左	下から17～2 行目	1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 <u>1,051点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>855点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大白歯 <u>855点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>657点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>506点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 <u>794点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>621点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大白歯 <u>545点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>474点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>440点</u>	1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 1,142点 ロ 犬歯・小白歯 929点 (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大白歯 929点 ロ 犬歯・小白歯 713点 ハ 前歯 (切歯) 549点 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 864点 ロ 犬歯・小白歯 676点 (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大白歯 593点 ロ 犬歯・小白歯 516点 ハ 前歯 (切歯) 479点
201	左	上から8～10 行目	2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>528点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>408点</u>	2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 570点 (2) 二腕鉤 (レストつき) 441点
201	左	上から15～20 行目	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合 金 (金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特 殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>220点</u> (2) 犬歯・小白歯 <u>237点</u> (3) 大白歯 <u>272点</u>	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合 金 (金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特 殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 239点 (2) 犬歯・小白歯 258点 (3) 大白歯 297点
201	左	下から1行目 ～次頁上から 1行目	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) <u>1,273点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) 1,386点
227	左	上から2行目	(令和 2. 6. 1 厚生労働省告示第234号 改正)	(令和 3. 3. 5 厚生労働省告示第63号改 正)
230	左	上から21～22 行目	令和2年10月1日	令和3年10月1日
230	左	上から23行目	令和3年4月1日	令和4年4月1日
231	左	上から13～14 行目	、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナト リウム製剤及び遺伝子組換えヒト von Willebrand因子製剤	、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナト リウム製剤, 遺伝子組換えヒト von Willeb rand因子製剤, プロスマブ製剤, アガルシ ダーゼ アルファ製剤, アガルシダーゼ ベータ製剤, アルグルコシダーゼ アル ファ製剤, イデュルスルファーゼ製剤, イミ グルセラール製剤, エロスルファーゼ ア ルファ製剤, ガルスルファーゼ製剤, セベ リパーゼ アルファ製剤, ベラグルセラ ール製剤及びラロニダーゼ製剤
267	左	上から2行目	(令和 2. 8.31 厚生労働省告示第304号 改正)	(令和 3. 2.26 厚生労働省告示第57号改 正)

頁	欄	行	訂正前	訂正後
269	右	上から6～16 行目	002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレ ー用 (J I S適合品) 1g 4,766円 003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S適合品) 1g 5,050円 004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金 58.33%以上) 1g 5,422円 005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品) 1g 4,982円 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 J I S適合品) 1g 2,450円	002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレ ー用 (J I S適合品) 1g 5,204円 003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S適合品) 1g 5,488円 004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金 58.33%以上) 1g 5,860円 005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品) 1g 5,420円 006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 J I S適合品) 1g 2,668円
269	右	上から23～25 行目	011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以 上インジウム5%未満 J I S適合 品) 1g 123円	011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以 上インジウム5%未満 J I S適合 品) 1g 130円
271	右	上から4～5 行目	001 インスリン製剤等注射用ディスポーザ ブル注射器 17円	001 インスリン製剤等注射用ディスポーザ ブル注射器 (1) 標準型 17円 (2) 針刺し事故防止機構付加型 17円
271	右	下から15行目	[次行に追加]	(4) 特殊型 3,240円
272	左	下から2行目	[次行に追加]	015 人工鼻材料 (1) 人工鼻 ① 標準型 492円 ② 特殊型 1,000円 (2) 接続用材料 ① シール型 675円 ② チューブ型 17,800円 ③ ボタン型 22,100円 (3) 呼吸弁 51,100円